

業務執行理事の業務分担に関する規則

第1条（目的）

一般社団法人研究・イノベーション学会（以下「学会」という。）定款第26条（理事の職務）第2項の規定に基づき、業務執行理事の業務分担等について本規則を定める。

第2条（総務理事等の設置）

業務執行理事として、第3条の各項に規定する業務を担当する総務理事、編集理事、業務理事、会計理事、事務局担当理事、広報担当理事をそれぞれ複数名置く。

第3条（理事の業務）

総務理事は次の業務を行う。

- 一 学会の現在および将来の課題に関する検討など、会長の求めに応じ行う検討
- 二 総会、理事会、審議員会の開催に関する業務
- 三 内外の関連諸学協会との連絡および協力に関する業務
- 四 会員の維持、拡大に関する方針の策定
- 五 理事の業務のうち、他の理事の業務に含まれないもの

2 編集理事は次の業務を行う。

- 一 学会機関誌「研究 技術 計画」誌の刊行に関する業務
- 二 編集委員会が行う業務に対する監督および助言
- 三 学会機関誌への投稿の奨励
- 四 その他学会の出版活動に関する事項

3 業務理事は次の業務を行う。

- 一 業務委員会の開催
- 二 年次学術大会の企画、調整
- 三 シンポジウムの企画、運営
- 四 分科会の設立、運営および廃止に関する業務
- 五 その他講演会の開催等、学会の学術研究および研究交流の促進に関する業務

4 会計理事は、事務局担当理事と共に、監事への経過報告等を行いつつ、事務局が行う資産および会計の業務に対する監督および助言を行う。

5 事務局担当理事は、学会の事務全般を掌理する。

6 広報担当理事は次の業務を行う。

- 一 学会の広報に関する業務（ホームページの管理を含む）
- 二 その他広報の促進に関する事項
- 三 学会の会員研究領域情報等の広報に関する業務（データベースの更新等に係る業務を含む）

第4条（筆頭理事の選任）

総務理事、編集理事、業務理事、会計理事、広報担当理事は、互選によりそれぞれ筆頭理事を置くものとする。

第5条（その他）

本規則に定めるもののほか、業務執行理事の業務分担等について必要な事項は理事会において定める。

付則 本規則は2024年2月16日から施行する。